

せい かつ ほ ご

生活保護のしおり



名護市公認キャラクター
「なぐうえーかた」

この「しおり」は生活保護の制度についてや生活保護を受けている方の権利や義務などについて書いたものです。

必ず、家族全員で読んで、確認してください。

わからないことや、相談のある方は生活支援課まで、お声かけください。

また、電話によるお問い合わせも可能です。

なごしふくしじむしょ せいかつしえんか
名護市福祉事務所 生活支援課

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

☎(0980)53-1212(代) 生活保護担当:(内線) 112・102・199・103

生活保護について

生活保護とは

年金や給与などの収入が国で定められた「最低生活費」より少ない方(世帯)で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方(世帯)に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条に基づき生活保護法で定められた制度です。

生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべての方に
対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障され
るとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的と
します。



もくじ
目次

せいかつ ほ ご う まえ
生活保護を受ける前に…………… P1

せいかつ ほ ご りよう なが
生活保護利用までの流れ…………… P1～P5

そうだん せいかつ こま
1 相談(生活にお困りになったら…)…………… P2

しんせい い し
2 申請(意思があればどなたでも)…………… P2

ちようさ ちようさ ないよう せいど
3 調査(調査内容と制度について)…………… P2～P4

りよう かいし せいかつ ほ ご はじ
4 利用開始(生活保護が始まったら…)…………… P5

ほ ご う けんり ぎ む
保護を受けているときの権利と義務…………… P6～P7

せいかつ ほ ご う かた けんり
1 生活保護を受けている方の権利…………… P6

せいかつ ほ ご う かた ぎ む
2 生活保護を受けている方の義務…………… P6～P7

ほ ご ひ へんかん ひよう ちようしゆう
保護費の返還と費用徴収…………… P8

ふふく もう た
不服の申し立て…………… P8

と あ そうだんさき
お問い合わせ・相談先…………… P9

そうだん まどぐち
相談窓口について…………… P9



生活保護を受ける前に



- 働ける能力のあるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その解決を優先とします。
- 利用できる資産(生活必需品以外の余分な不動産、預貯金、自動車、貴金属、船舶等)がある場合、その資産を売却して最低生活費に充ててください。
- 親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から、援助を受けることができる場合は受けてください。
- 生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的制度があります。活用が可能な制度がある場合は、それらを優先して活用してください。

生活保護利用までの流れ



1 相談

お住まいの地域の福祉事務所に相談し、お困りの内容をご相談ください。

2 申請

生活保護の申請意思のある方は、生活保護の申請書類を提出します。

3 調査

生活保護の申請をされると、調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

4 利用開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

次のページで、上記①～④の説明をします。

1 相談(生活にお困りになったら…)

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。相談の中で生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請(意思があればどなたでも)

生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあります。なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

3 調査(調査内容と制度について)

調査員がお宅に訪問し、生活状況、資産状況、扶養義務者などを確認します。生活保護の決定に関わるものについては、以下のとおりです。

生活保護と資産の関係

生活保護を申請されますと、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は保有が認められる場合があります。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もあります。

のうりよく かつよう 能力の活用

はたら のうりよく かた のうりよく おう はたら ひつよう びようき
働く能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気
しょう た りゆう はたら かた かいけつ ゆうせん
や障がい、その他の理由で働けない方は、その解決を優先とします。

はたら のうりよく かた はたら しゅうろう しえん しょくぎょうくんれん う
※働く能力のある方は、働くための就労支援や職業訓練などを受けることが
できます。

ふよう ぎ む 扶養義務について

おや こ きょうだい しまい みんぽうじょう ふよう ぎ む かた えんじょ う
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方たちから援助を受
けることができる場合は受けてください。福祉事務所にて、扶養義務者に対し
ふよう ちょうさ おこな
て扶養調査を行います。

ただし、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合には、親族の
しょうかい み あ じぜん そうだん
照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

ほ ご う ぜんていようけん
※保護を受ける前提要件ではありません。

こうてき せいど かつよう あらゆる公的制度の活用

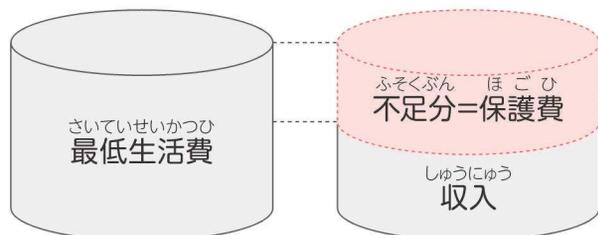
せいかつ ほ ご いがい ねんきん かくしゅ てあて いりよう じよせい しゃかい ほしろう せいど せいかつ
生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を
ささ せいど かつよう かのう せいど ばあい
支えるためのさまざまな公的制度があります。活用が可能な制度がある場合
には、それらを優先して活用していただきます。

支給される保護費について

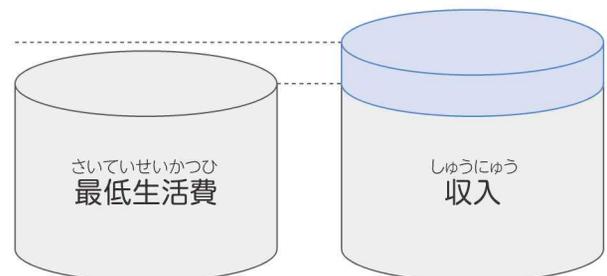
さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。家族全員が働いて得た収入や恩給、年金、仕送りなどあなたの世帯すべての収入と、国が法律で定めた最低生活費の基準額を比べて収入が最低生活費を下回る場合にその不足分を保護費として支給します。

【最低生活費と収入との対比】

保護が受けられる場合



保護が受けられない場合



注意：保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

※名護市：3級地-1

結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)に生活保護の利用ができるかどうかを決定し、結果を通知します。

4 利用開始(生活保護が始まったら…)

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていきます。生活保護を受給する方は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用を個人の年齢、または世帯の人数などで算定されます。

介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の1割の自己負担が支給されます。現物給付となるため、原則、自己負担が発生しません。

住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給されます。

出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。

教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの最低限必要な経費が支給されます。

生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格取得にかかる費用が支給されます。

医療扶助

医療費は基本的に現物給付となるため、保険適用でないものについては、自己負担が発生します。 ※ジェネリック医薬品の使用が原則となります。

葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、葬祭を行う者に対して限度額内で支給されます。

※その他に、一時的に必要なものとして、おむつ代などの被服費や病院受診の為に交通費(移送費)などが支給される場合があります。事前にご相談ください。

保護を受けているときの権利と義務

1. 生活保護を受けている方の権利

- ① 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- ② 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなるようなことはありません。
- ③ 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ④ 保護を受けると、次の事柄については手続きすることにより、減免されたり、資格を失うことがあります。
 - ア 国民年金保険料の減免
 - イ NHK放送受信料の減免
 - ウ 住民税、固定資産税の減免
 - エ 公立保育所保育料の減免
 - オ 国民健康保険証は、生活保護を受けている間は使えませんので、市役所国民健康保険課へ返してください。

2. 生活保護を受けている方の義務

① 生活上の義務

- ① 日常生活においては支出の節約を図るとともに、生活の向上に努めなければなりません。
- ② 働ける方はその能力に応じて、働いて収入を増やすよう努めなければなりません。
- ③ 病気やケガで働けない方は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- ④ ケースワーカーから、生活保護の目標達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

② 届け出の義務

次のような場合には、福祉事務所にすみやかに届け出なければなりません。

- ① 収入が増えたり、減ったりしたとき。また、臨時の収入があったとき。
 - ② 仕事を始めたり、辞めたり、変えたりしたとき。
 - ③ 世帯状況に変動があったとき。(出産、死亡、転入、転出、入院、退院、入所、退所、入学、中退、卒業、結婚、離婚、妊娠、介護サービスなど)
 - ④ 引っ越しや、家賃、地代が変わったとき。(引っ越しは事前に届ける)
 - ⑤ 資産等をもたらったとき(相続、贈与など)
 - ⑥ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
 - ⑦ 医者にかかるとき
- ア 診察や治療を受けたいときは福祉事務所に届け出なければいけません。
 - イ 土・日、祝日、夜間、急病などでその日に届け出ができなかったときは、後日できるだけ早めに福祉事務所に届け出なければなりません。
 - ウ 継続して通院をしているときは、当月の最初の通院日に届け出なければなりません。
 - エ 交通事故など第三者行為によりケガをした場合は、すぐに届け出をしてください。

③ 収入申告書提出の義務

働いている人は、定期的にその内容を証明するもの(給与証明書や給与明細書)を添えて収入申告書を提出しなければなりません。

転職等により、収入に変動があるときはその都度、届け出なければなりません。

④ 指導・指示を守る義務

保護を適正に実施するために、ケースワーカーから必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

・指導指示の例として

- ア 生活に関する指導指示
- イ 療養、受診、介護に関する指導指示
- ウ 就労などに関する指導指示
- エ 資産活用、その他自立に向けて努力すべき事項

収入とは

働いて得た収入、恩給、年金、手当、仕送り、預貯金、還付金、不動産売却収入など世帯のすべての収入を含みます。

保護費の返還と費用徴収

特別の事由により資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すでに支給された保護費を返還しなければなりません(生活保護法第63条)。

- 1 年金や手当などを遡って受給したとき
- 2 生命保険の入院給付金や解約返戻金の支払いを受けたとき
- 3 不動産などを売却したとき
- 4 交通事故などの損害賠償金がいったとき

不正な方法で保護を受けたり、収入の申告を怠ったりしたときは、不正受給として、それまで支払った保護費を徴収され、法律によって罰せられることがあります(生活保護法第78条、第85条)。



不服の申し立て

保護の決定に不服があるときには、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、沖縄県知事に審査を求めることができます。

と あ そうだんさき お問い合わせ・相談先

ケースワーカー

ケースワーカーとは、生活保護せいかつ ほごを利用する方の困こまっていることへの解決かいけつや自立じりつを目指す上でどうしていけばよいのかを一緒いっしょに考え、手助けてだすをする者です。

また、ケースワーカーは生活状況せいかつじょうきょうの確認かくにんや、相談そうだんに応じるために定期的にお住まいすまひを訪問ほうもんします。

何か生活上なにか せいかつじょうの問題もんだいがあれば、遠慮えんりよなくご相談そうだんください。個人こじんの秘密ひみつは固く守まもりますのでご安心あんしんください。

みんせい いいん 民生委員

各地域かくちいきには生活せいかつに困こまっている方の見守りかた みまもや相談そうだんにのってくれる民生委員みんせい いいんがいます。福祉事務所ふくし じむしょと協力関係きょうりよくかんけいにありますので、お近くちかの民生委員みんせい いいんにもぜひご相談そうだんください。

福祉事務所は生活保護せいかつ ほご以外いがいに、老人福祉ろうじん ふくし、身体障害者福祉しんたい しょうがいしゃ ふくし、知的障害者福祉ちてき しょうがいしゃ ふくし、母子・寡婦福祉ふくし ぼし かふ ふくし、児童福祉じどう ふくしの相談そうだんなどにもあたっています。気軽にきがる、福祉事務所ふくし じむしょにご相談そうだんください。

そうだん まどぐち 相談窓口について

- 障害福祉サービスしょうがい ふくしに関するかんこと 社会福祉課しゃかい ふくしか
- 介護保険サービスかいごほけんに関するかんこと 介護長寿課かいご ちょうじゅか
- 児童手当等じどう てあてなど、子どもこに関するかんこと 子育て支援課こそだ しえんか
- 生活保護せいかつ ほごや生活困窮せいかつ こんきゅうに関するかんこと 生活支援課せいかつ しえんか

